

令和3年7月12日

各中学校長様

学校教育課長

緊急事態宣言再延長における部活動について（通知）

みだしのことについて、新型コロナウイルス感染症の感染者が減少傾向にあるものの、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。また、本県では「緊急事態宣言」が、8月22日まで延長されております。

つきましては、部活動について、適切な感染症対策を講じた上で、下記の通り実施して下さいますようお願いいたします。

記

1. 部活動の対応について（吹奏楽部など、文化系部活動も下記内容に準ずる）

（1）部活動について原則中止とする。

→但し、7/13～8/22に限り、健康観察（部活前の健康チェック表（体温測定など）の提出、手洗い・うがい・手指消毒、同居家族等に体調不良者がいない等）の徹底ができ、学校長の許可の下、平日は、90分以内（個人練習を含む、早朝練習は行わないこと）活動できる。土日休日は、2時間以内（準備片付けミーティング等は含まない）活動できる。

なお、活動においては学校内のみとする。その際、本人と保護者の意思を優先とすること。

※夏休み期間中（7/22～8/22）は、平日、休日とも2時間以内の活動時間とする。

（2）期間中、県内外における、練習試合や合宿等については行わないこと。

（3）県内、県外大会参加については、各団体と十分に連携し、学校において慎重に検討すること。

2. 実施する場合の留意事項

（1）教保第714号「緊急事態宣言再延長に伴う夏季休業期間中（7月22日以降）の部活動について（通知）」、【別紙】「緊急事態宣言再延長に伴う夏季休業期間中（7月22日以降）の部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方」に準じて対応すること。

（2）毎週発出される「県立学校における地域感染レベルに応じた感染症対策」及び別紙1-2に基づき実施すること。

（3）上記「1. 部活動の対応について」の記載事項について厳守すること。

（4）合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

（5）地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り、感染症対策を行うこと。

（6）発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒や指導者等も参加しないように徹底すること。

（7）同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないように徹底すること。

※上記の対応は令和3年7月12日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時、変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

【本件の問い合わせ】

那覇市教育委員会 学校教育課
指導G 指導主事 仲里 信哉

TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522